

## インターネットによる事前教示に関する照会書（減免税照会用）（C—1000—25）

インターネットによる減免税の適用の可否に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載したものを、画像情報とした上で、当該照会に係る貨物の主要な輸入申告予定官署が所属する税関の本関の減免税を所掌する統括審査官（通関総括部門担当）等に電子メールにより送信する。

なお、一の照会書につき一の減免税の適用の可否に係る事前教示とする。また、本様式による照会に対する回答は、文書による照会に準じた取扱いに切替えた場合を除き、口頭照会の場合と同様の取扱いとなるので留意する。

「受付番号」欄には、税関別の一連番号を記載する。

「登録番号」欄には、統括審査官（減免税総括部門）から付与された番号（税関限りで処理する場合は税関別の一連番号）を記載する。

「照会者の住所、氏名」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所、氏名」欄に加え、「代理人の住所、氏名」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載する。

なお、照会者が輸入委託者である場合には、「代理人の住所、氏名」欄に輸入委託者の住所、氏名又は名称を、「（担当者）」及び「（電話番号）」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号をそれぞれ記載する。

「輸入者符号」欄には、照会者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）25－6 に規定する符号を記載する。

「照会内容」欄中の「関税定率法」及び「関税暫定措置法」については、それらのうち、照会者が照会しようとする法律の□内に×印を記入し、それらに該当しない場合には、「その他」の□内に×印を記入し、括弧内に照会しようとする法律名を記載する。併せて、適用しようとする法律の条項を記載する。

「品名」欄には、当該照会に係る貨物の具体的な商品名を記載する。

「数量」欄には、当該照会に係る貨物の輸入予定数量を記載する。

「金額」欄には、当該照会に係る貨物の輸入予定金額を記載する。

「輸入申告予定官署」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名（2以上あるときは、それぞれの官署名）を記載する。

「輸入契約の時期」欄には、当該照会に係る貨物の輸入契約の時期を記載する。

「輸入の予定時期」欄には、当該照会に係る貨物の最初の輸入が予定されている時期及びその後の輸入の継続予定期間を記載する。

「参考資料」欄中の「要」及び「否」については、参考資料の返却の要否について該当

する口内に×印を記入し、「見本、写真、図面、カタログ、説明書、その他」については、それらのうち、照会者が提出する参考資料に該当する項目を○で囲む。また、当該参考資料が「その他」に該当する場合には、「（）」内に当該参考資料の種類、名称等を記載する。

なお、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明（貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等）」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。

「照会貨物に係る事前教示実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物について、減免税に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。

「類似貨物に係る輸入実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の減免税の適用の可否を決定するために参考となるものの有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その輸入申告番号（不明な場合、その概要）を記載する。

なお、これらの2欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明（貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等）」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜様式）を使用することとして差し支えない。

「照会貨物の説明（貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等）」欄には、当該照会に係る貨物について、貨物の性状、機能、用途等で、照会事項である当該貨物の減免税の適用の可否の決定に必要なものを具体的に記載する。

「統一補足説明書：提出 枚」欄については、「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）が添付されている場合又は補足説明書が提出されている場合に、それぞれ該当する項目を○で囲み、添付又は提出された枚数を記入する。

「文書による照会に準じた取扱いへの切替えについて」欄については、関税法基本通達7-19の5-2の（5）のロの要件を満たす場合にのみ切替えが可能となることに留意する。

「非公開期間の要否」欄については、本回答書は減免税の適用の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供するので、例えば照会貨物が新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明内容中に回答後一定期間非公開を必要とする部分がある場合には、同欄の「要・否」のうち要を○で囲む。

「非公開理由」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、例えば、新規輸入商品のため、商品の機能に特徴があるため等、非公開期間を設定する必要がある理由を簡潔に記載する。

「非公開期間」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、同欄の（）内に具体的な非公開期間（180日を超えない期間に限る。）を記載する。